

第1653回島根県教育委員会会議 議題書

令和6年10月10日(木)
日 時
14時30分～

第1653回教育委員会会議議題

期日 令和6年10月10日(木)

議題

一公開一

(承認事項)

- 第2号 令和7年度定期人事異動方針（教育委員会事務局等職員及び県立学校事務職員等）について
(総務課) ━━━━ 1

(報告事項)

- 第30号 島根県教育委員会委員の任命同意について
(総務課) ━━━━ 2
- 第31号 令和6年度地方教育行政功労者表彰について
(総務課) ━━━━ 3
- 第32号 「しまね教育の日」について
(総務課) ━━━━ 4
- 第33号 障がい者雇用の状況について
(総務課) ━━━━ 5
- 第34号 次期教育ビジョンの策定に向けた島根県総合教育審議会からの答申について
(総務課) ━━━━ 6
- 第35号 令和7年度（令和6年度実施）島根県公立学校教員採用候補者「一般選考試験」第2次試験の結果について
(学校企画課) ━━━━ 7
- 第36号 令和7年3月高校卒業予定者の進路希望状況等について
(教育指導課) ━━━━ 8

一非公開一

(議決事項)

- 第20号 令和8年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験のアウトラインについて
(学校企画課) ━━━━ 9

(承認事項)

- 第3号 令和6年度優れた教育活動表彰について
(総務課) ━━━━ 10

(報告事項)

- 第37号 教育職員の手当の見直し方針について
(総務課) ━━━━ 11
- 第38号 令和6年秋の叙勲内示について
(総務課) ━━━━ 12

令和7年度定期人事異動方針（教育委員会事務局等職員及び
県立学校事務職員等）について

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和59年島根県教育委員会規則第2号）
第3条第1項の規定により、教育長が下記のとおり臨時代理したので、同条第2項の
規定により報告し、承認を求める。

記

1 理由

令和7年度における教育委員会事務局等職員及び県立学校事務職員等の定期人
事異動を公正かつ適正に行うため、人事異動方針を定める必要がある。

2 内容

別紙「令和7年度定期人事異動方針（教育委員会事務局等職員及び県立学校事務
職員等）」のとおり

3 臨時代理した日

令和6年10月1日

令和7年度の定期人事異動について

本県を取り巻く厳しい社会情勢の中、「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」の実現を目指し、オール島根で「島根創生」を進めていくことが県民の皆様から強く期待されています。

私たち県職員は、県行政は県民の皆様のために行われるものであることを念頭に、「県民目線」、「現場主義」に重きを置き、県民生活の改善につながる具体性をもった政策を展開していかなければなりません。

そのためにも、「人材育成基本方針（令和5年4月改定）」に示す、「『人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根をつくる』ために、島根に愛着と誇りを持ち、誠実に取り組むこと」、「県を知り、人を知り、島根の未来を具体的に考え、今考える一番いいことを実行すること」、「組織を支える一員であることを自覚し、相手を認め、自分を伸ばし、チームの力が高まるよう取り組むこと」という職員の基本姿勢を職員一人ひとりが認識し、能力を発揮していくことが求められます。

令和5年度に導入した本庁係制により、若手職員を積極的に係長へ登用することで、政策立案やマネジメント能力を段階的かつ長期的に向上させ、組織力を強化していきます。

また、職員の定年年齢の段階的な引き上げに伴い、60歳以上の高齢期職員が引き続き幅広い職務で活躍し、次の世代にその知識や技術、経験等を継承することができる環境を整備していく必要があります。

併せて、職員の働く環境についても、健康管理や勤務時間の短縮に向けて、職場での話し合い等を進めていくことにより、職員が健康でいきいきと働くことができ、仕事と生活の調和がとれる職場環境を整備していきます。

本県の財政状況が、依然として厳しい状況にある中、こうした取組を通じ、限られた人員で複雑化する行政課題に的確に対応しつつ、組織として最大限の力を発揮するために、本庁・教育機関・県立学校等を通じて最適な組織・人員配置を行っていきます。

以上を踏まえ、令和7年度定期人事異動方針を次のとおり定めます。

令和7年度定期人事異動方針
(教育委員会事務局等職員及び県立学校事務職員等)

島根県教育委員会

I. 全般的事項

1. 総括事項

(1) 人事異動の基本的な考え方

職員が一人ひとりの能力を最大限に發揮し、意欲と希望をもって、この難
闘に立ち向かえるよう、人事評価等により、能力、実績及び意識姿勢に応じ
た任用を徹底し、適材適所の人事異動を行う。

(2) 年度中途の人事異動

人事異動は、原則として年度当初に行うものとするが、高度・複雑化、多様
化する行政課題に迅速に対応するため、年度中途における異動についても、
柔軟に対応する。

また、任命権者を超えた職員応援が求められる場合は、年度中途であって
も必要な人事異動を実施する。

(3) 所属内の柔軟な職員配置

所属全体の業務バランスを見ながら、係を超えた業務調整や突発的な事案
対応等ができるよう、所属内の係等を超えた職員配置の変更については、所
属において積極的かつ柔軟に行う。

(4) 職員の健康への配慮

近年、精神疾患等による長期病休者が増加するなど、職員の健康への配慮
が重要となってきており、職員の健康状態や適性を把握し、人事異動を行う。

(5) 定年引上げ職員・再任用職員の配置

職員の能力、経験を勘案した業務分担、業務の円滑な遂行及び組織運営の
継続的な安定に配慮した配置に努めることとする。

2. 異動の基準

(1) 同一所属の勤務年数等

同一所属の勤務年数は、3年を基本とする。

3年以上同一所属で、長期間担当することにより弊害が生じるおそれのある業務（許認可業務、契約・会計事務及び検査・監督業務等）に従事している者については、原則として異動を行う。

ただし、プロジェクトなど事業の継続性や組織の最適な運営等を考慮し、3年を超える人事配置も柔軟に行う。

(2) 地域間異動

長期にわたり同一の地域内においてのみ異動している職員については、当該地域以外の地域に異動を行うよう努める。

(3) 生活の本拠地と離れた地域に勤務する職員の異動

生活の本拠地と離れた勤務地に3年以上勤務している職員は、できる限り通勤可能地への異動を行う。

3. 重点事項

(1) 女性職員の登用

本県の職員新規採用時の男女比は、近年では一部の技術職を除けば男女とも同等程度になってきている。

今後も活力ある県行政を維持増進していくため、多様な部署への積極的配置や、それぞれの能力の強みを活かしながら、課長補佐や管理職への登用を一層進める。

(2) 教育行政全般に精通した職員の育成

教育の充実や、文化芸術の振興などを通じて、県民一人ひとりが生き生きと心豊かに暮らせる社会をつくっていくために、教育の現場を支える教育行政の果たすべき役割は大きい。

このような役割を果たしていくため、中長期的視点に立って、指導主事や社会教育主事等と連携しながら教育行政全体をよりよくマネジメントできる職員の育成を行う。

(3) 職員のキャリア形成促進を図る配置

職員一人ひとりが、「人材育成基本方針」に示す職員の基本姿勢を身につけ、県民生活の改善につながる具体性をもった政策を開発する能力を高めるためには、様々な経験をする必要がある。

このため、職員が広く県土を理解するとともに、地域の一員として県内各圏域の現状や課題を直接把握し、政策に反映していくため、生活の本拠地と

離れた勤務地への異動を行う。

特に若手職員については、直接住民や地域と接することの多い部署や、県政における企画立案・調整能力等の資質向上につながるような部署などをバランス良く経験できるような異動を行う。

(4) 特定の分野・職務に精通した職員の育成

専門性をより求められている特定の行政分野・職務においては、必要に応じて、3年を超える同一所属への勤務や長期にわたる同一業務への従事により、専門的な知識や技術を身につけた職員の育成を行う。

(5) 人事交流の推進

① 地域・任命権者間交流

職員が、行政に対し幅広い識見を持ち、職場が清新な雰囲気となるよう、地域間、各任命権者間の職員交流を推進する。

② 技術系職員の人事交流

所属や業務が限られる技術系の職員が、事務的職務や類似する他職種の職務に就き、異分野の経験をするよう人事交流を図る。

③ 国、他自治体等との人事交流

国、他自治体等との人事交流を通じて、職員が様々な経験を持つよう配慮する。

(6) 庁内公募の積極的活用

庁内公募制度に関しては、他自治体との人事交流等に加え、異動にあたって特定の所属の業務等について自ら希望する職員の公募を行う「チャレンジ制度」を設けているところである。

この庁内公募制度を積極的に活用し、職員の意向や意欲をより一層重視した異動を行う。

(7) 公益的法人等への職員派遣

公益的法人等への職員派遣については、公益的法人等派遣法及び同条例の趣旨等を踏まえ、その必要性を引き続き検討し、必要最小限度とする。

また、指定管理者制度導入施設の指定管理業務へは、原則派遣を行わない。

(8) 被災地への職員派遣

令和6年能登半島地震等、大規模災害被災地の復旧・復興を支援するため、職員派遣を必要に応じて行う。

II. 個別的事項

1. 管理職

管理職への登用は、その職に求められる能力・識見を備え、人格的にも職員の範となるとともに、特に優れた勤務実績・意識姿勢を有する職員の中から選考するものとする。

2. 課長補佐・教育機関等の課長等

課長補佐、教育機関等の課長等は、専門的知識を有し、調整・折衝を必要とする非定型業務を効率的に遂行する能力、政策を形成する能力、リーダーシップを発揮して組織をまとめる能力、その職員に適した方法で資質を向上させ、組織の総合力を高める能力が求められる。

能力や意識姿勢を重視して選考し、勤務実績等を勘案の上、配置を行う。

3. 係長・主幹等

(1) 係長

係長は、困難係長級及び係長級の職員が担う。係長には、その職級を問わず、最小単位の組織の長として、部下の指導育成と組織マネジメントに加え、専門的知識をもとに政策を立案し、主体的に実行する役割が求められる。

困難係長級及び係長級にそれぞれ求められる能力は、次のとおりとする。

困難係長級	係長級
<ul style="list-style-type: none">・他者に<u>的確</u>な業務指示を出す能力・<u>より複雑な問題</u>の分析、原因究明及び対策の立案	<ul style="list-style-type: none">・他者に<u>適切</u>な業務指示を出す能力・通常業務において生じる問題の分析、原因究明及び対策の立案

なお、係長の配置を予定する所属は、別紙1のとおりとする。

(2) 主幹等

係等にあって、上司を補佐し、蓄積された行政経験と専門的知識をもって中心的な立場で業務を遂行するとともに、若手職員の指導・育成等に当たる役割を担う能力が求められる。

(3) 配置の考え方

上記の役割を担う能力・意識姿勢を有する職員から選考し、勤務実績等を勘案の上、適材適所の配置を行う。

(4) 困難係長級への昇任要件

① 基本的な考え方

昇任にあたっては、職種及び試験区分に関わりなく、困難係長級に求め

られる意識姿勢、職務遂行能力を十分に備えているかを勘案の上、任用を行う。

② 勤務地要件及び係長要件

本県が抱える様々な行政課題を解決していくためには、広く県土を理解することが必要不可欠であることに加え、早期に係長職を担うことで、政策立案やマネジメント能力を段階的かつ長期的に向上させていく必要があることから、原則として、困難係長級の職に就くまでに、出雲部及び隠岐・石見部等にそれぞれ1回以上勤務し、係長を1年以上経験することとする。

職種ごとの適用及び勤務地の範囲等の詳細は、別紙2及び別紙3のとおりとする。

4. 主査・主任、主任主事・主任技師、主事・技師等

長期的かつ計画的な人材育成の視点から、行政全般にわたる様々な経験を積み県土への理解を深めるため、3年を基本として異動させるとともに、一部の職種を除き採用後3回目までの異動で本庁勤務をさせるよう努める。

事務職員にあっては、特に若手のうちに他任命権者への出向を積極的に推進する。また、できるだけ税務、用地交渉等住民と接する職場での経験を積ませるため、本庁に勤務する20歳代の若手職員を中心に、2年での異動を行う場合がある。

なお、一定の経験を積んだ職員については、高度専門化する行政ニーズに対応するため、必要に応じて、3年を超える同一所属への勤務や同一業務に継続して従事させることとする。

(別紙1)

令和7年度 係長配置予定所属

【所属】 総務課、教育施設課、学校企画課、教育指導課、特別支援教育課、保健体育課、社会教育課、文化財課、福利課

【職種】 一般事務

※1 令和6年10月時点において、令和7年度に係長を配置する予定としている所属であり、記載のある所属であっても配置できない可能性がある。また、記載のない所属に配置する場合もあり得る。

- 2 係長経験が困難係長級への昇任要件となる職種についてのみ、示すものである。
- 3 3級係長又は4級係長を配置する予定の職種であり、課長補佐が係長事務取扱となるポストは含まない。

参考：知事部局等の他任命権者を含む係長配置予定所属一覧は、別添〔別紙1参考〕のとおり。

(別紙2)

職種ごとの勤務地要件又は係長要件の適用

勤務地要件：出雲部及び隠岐・石見部等にそれぞれ1回以上勤務

係長要件：係長経験1年以上

職種	試験区分	適用		
		①勤務地要件 及び係長要件	②係長要件 のみ	③勤務地要件 のみ
一般事務	大卒程度・高卒程度	○		
	地区別		○	
	障がい者	○		
建築	大卒程度・高卒程度		○	

※ 昇任にあたっては、困難係長級に求められる意識姿勢・職務遂行能力を十分に備えているかどうかを判定し、任用を行う。

【留意事項】

- 1 勤務地要件の適用にあたっては、1回の勤務を原則3年とし、3年未満については、個別に判定する。
- 2 ①が適用されている職種については、3級係長までに出雲部及び隠岐・石見部等にそれぞれ1回以上勤務することとする。（出雲部又は隠岐・石見部等のうち、経験のない勤務地への異動と同時に3級係長となる場合も含む。）
- 3 障がい者を対象とした採用選考試験により採用された者については、原則、上表のとおりとするが、勤務地要件については本人の障がいの状態等を踏まえて個別に適用する。
- 4 上表にない職種（試験区分）については、個別に判定する。

【経過措置事項】

- 5 令和5年4月1日時点において、遠隔地勤務に係る従前のルールを満たしている者は、上表によらず、昇任を可能とする。

例：一般事務（大卒程度・高卒程度）

令和5年4月1日時点で出雲部に1回以上、隠岐・石見部等に2回以上勤務している者は3級係長を経験せず困難係長級への昇任を可能とする。

勤務地の範囲

1 出雲部の範囲

隱岐・石見部等以外

2 隠岐・石見部等の範囲

- (1) 大田市以西
- (2) 奥出雲町
- (3) 飯南町
- (4) 隠岐郡

3 上記1、2どちらへの異動にも見なされるもの（※1）

- (1) 国への派遣
- (2) 他の地方公共団体への派遣
- (3) 公益的法人等への派遣
- (4) 県外、海外

※1 上記3の考え方（例）

例1：採用後の勤務地が出雲部のみの職員が、国へ派遣される場合
→国への派遣を「隠岐・石見部等」への異動とみなす。

例2：採用後の勤務地が大田市以西のみの職員が、島根県立大学浜田キャンパスに派遣される場合
→島根県立大学浜田キャンパスへの派遣を「出雲部」への異動とみなす。

※2 「児童相談所又は女性相談センターで相談業務に通算4年以上勤務」については、遠隔地への異動として取り扱わないこととする。

ただし、令和5年4月1日時点において、従前のルールに基づき児童相談所又は女性相談センターに配置されている職員については、この限りではない。

令和7年度係長配置予定所属一覧

- 令和6年10月時点において、令和7年度に係長を配置する予定としている所属一覧であり、「○」としている所属（職種）であっても配置できない（またはその逆となる）可能性がある。
- 係長経験が困難係長級（4級）への昇任要件となる職種についてのみ示すもの。
- このため、係長経験が困難係長級（4級）への昇任要件となっていない職種も、係長へ配置しないということではなく、状況に応じて係長へ配置する。
- 3級係長または4級係長を配置する予定の職種を「○」としており、課長補佐が係長事務取扱となるポストは含まない。

部局	所属	職種 ※係長経験が困難係長級（4級）への昇任要件となる職種のみ					
		一般事務	建築	化学	林業	水産	総合土木 土木 農業土木
政策企画局	政策企画監室						
	女性活躍推進課	○					
	秘書課	○					
	広聴広報課	○					
	統計調査課	○					
総務部	総務課	○					
	人事課	○					
	財政課						
	税務課	○					
	管財課	○	○				
	営繕課		○				
	情報システム推進課	○					
	総務事務センター	○					
	隠岐支庁県民局	○	○				
	東部県民センター	○	○				
	西部県民センター	○	○				
	公文書センター						
	東京事務所						
	自治研修所						
防災部	消防総務課	○					
	防災危機管理課	○					
	原子力安全対策課	○		○			
	消防学校						
	原子力環境センター	○					
地域振興部	地域政策課	○					
	しまね暮らし推進課	○					
	中山間地域・離島振興課	○					
	市町村課	○					

部局	所属	職種 ※係長経験が困難係長級(4級)への昇任要件となる職種のみ					
		一般事務	建築	化学	林業	水産	総合土木 土木 農業土木
地域振興部	交通対策課	○					
	中山間地域研究センター				○		
環境生活部	環境生活総務課	○					
	人権同和対策課	○					
	文化国際課	○					
	スポーツ振興課	○					
	島根かみあり国スポ・全スポ準備室	○					
	自然環境課	○					
	環境政策課	○		○			
	廃棄物対策課	○		○			
	消費者センター						
	美術館						
	芸術文化センター						
健康福祉部	健康福祉総務課	○					
	地域福祉課	○					
	医療政策課	○					
	健康推進課	○					
	高齢者福祉課	○					
	青少年家庭課	○					
	子ども・子育て支援課	○					
	障がい福祉課	○					
	薬事衛生課						○
	隱岐支庁隱岐保健所	○		○			
	松江保健所			○			
	雲南保健所			○			
	出雲保健所			○			
	県央保健所			○			
	浜田保健所			○			
	益田保健所	○		○			
	保健環境科学研究所						
	島根あさひ社会復帰促進センター診療所						
	中央児童相談所						
	出雲児童相談所						
	浜田児童相談所						
	益田児童相談所	○					
	わかたけ学園						
	女性相談センター						
	心と体の相談センター	○					
	食肉衛生検査所						

部局	所属	職種					
		一般事務	建築	化学	林業	水産	総合土木 土木 農業土木
農林水産部	農林水産総務課	○					
	農山漁村振興課						
	農業経営課	○					
	産地支援課	○					
	畜産課						
	農村整備課						○
	農地整備課						○
	林業課	○			○		
	森林整備課				○		
	水産課	○					○
	沿岸漁業振興課	○					
	隱岐支庁農林水産局				○	○	○
	東部農林水産振興センター	○			○	○	○
	西部農林水産振興センター				○	○	○
	農業技術センター	○					
	病害虫防除所						
	農林大学校						
	畜産技術センター						
	水産技術センター						
商工労働部	商工政策課	○					
	観光振興課	○					
	しまねブランド推進課	○					
	産業振興課	○					
	企業立地課	○					
	中小企業課	○					
	雇用政策課	○					
	大阪事務所						
	広島事務所	○					
	産業技術センター	○					
	東部高等技術校	○					
	西部高等技術校	○					
土木部	土木総務課	○					
	技術管理課						○
	用地対策課	○					
	道路維持課	○					○
	道路建設課	○					
	高速道路推進課						○
	河川課	○					
	斐伊川神戸川対策課						

部局	所属	職種					
		一般事務	建築	化学	林業	水産	総合土木 土木 農業土木
土木部	港湾空港課	○					○
	砂防課	○					○
	都市計画課	○					○
	下水道推進課	○					○
	建築住宅課	○	○				
	隱岐支庁県土整備局	○			○		○
	松江県土整備事務所	○			○		○
	雲南県土整備事務所	○			○		○
	出雲県土整備事務所	○			○		○
	県央県土整備事務所	○			○		○
	浜田県土整備事務所	○			○		○
	益田県土整備事務所	○			○		○
	浜田河川総合開発事務所	○					○
	出雲空港管理事務所	○					○
出納局	宍道湖流域下水道事務所	○					○
	浜田港湾振興センター	○					○
企業局	会計課	○					
	審査指導課	○					
病院局	総務課	○					
	経営課	○					
	施設課						
	工業団地整備室						
	東部事務所						○
	西部事務所						○
議会事務局	県立病院課						
	中央病院	○	○				
	こころの医療センター	○					
教育委員会	総務課						
	議事調査課						
	政務調査課						
	教育施設課	○					
	学校企画課	○					
	教育指導課	○					
	特別支援教育課	○					
	保健体育課	○					

部局	所属	職種					
		一般事務	建築	化学	林業	水産	総合土木 土木 農業土木
教育委員会	文化財課	○					
	福利課	○					
	松江教育事務所						
	出雲教育事務所						
	浜田教育事務所						
	益田教育事務所						
	隱岐教育事務所						
	図書館						
	青少年の家						
	埋蔵文化財調査センター						
人事委員会事務局	古代出雲歴史博物館						
	人事委員会事務局	○					
	監査委員事務局						
労働委員会事務局		○					

島根県教育委員会委員の任命同意について

島根県教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項に基づき、知事から県議会へ提案され、県議会の同意が得られた。

1 任命の同意を得た委員の任期

令和6年10月15日から令和10年10月14日まで

2 委員の氏名

植田 義久
うえだ よしひさ

高島 尊子
たかしま たかこ

3 委員の略歴

別紙のとおり

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項

委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

令和6年9月県議会提出人事案件（令和6年10月9日提出分）

【教育委員】

新任			旧任		交替理由
氏名	任期	備考	氏名	任期	
植田 義久 うえだ よしひさ	R6.10.15 ～ R10.10.14	農事組合法人 理事	かわかみ ふみこ 河上 史子	R2.10.15 ～ R6.10.14	任期満了による 地方教育行政の組織及び運営に関する 法律第4条第2項の規定による任命
■任命しようとする理由 <ul style="list-style-type: none"> ① 公立小学校の校長を歴任（奥出雲町立阿井小学校 3年、出雲市立東小学校 1年、出雲市立西野小学校 2年）し、豊富な学校マネジメント経験を有している ② 島根県教育委員会、出雲市教育委員会での勤務経験があり、出雲市教育委員会では管理職を歴任（児童生徒支援室室長 2年、教育部長 2年）するなど、教育行政に精通している ③ 現在、出東地区青少年育成協議会会长や出雲警察署少年補導委員を務めるなど、青少年の健全育成に尽力している 					
高島 尊子 たかしま たかこ	R6.10.15 ～ R10.10.14	放課後児童クラブ運営委員会 会長	ともざわ きみか 朋澤 公香	R2.10.15 ～ R6.10.14	任期満了による 地方教育行政の組織及び運営に関する 法律第4条第2項の規定による任命
■任命しようとする理由 <ul style="list-style-type: none"> ① 現在、放課後児童クラブ運営委員会会長及び主任支援員として、放課後における子ども達の健全育成、児童福祉の推進に努めており、その知見を教育行政に生かすことができる ② 現在、島根県放課後児童支援スーパーバイザー（西部地域担当）として、県内各地の放課後児童クラブに適切な助言を行うなど放課後児童クラブの運営・充実に尽力している ③ 現在、益田市社会教育委員として、地域の社会教育の振興に努めている 					

略歴書

学歴	昭和五九年三月	島根大学教育学部 卒業	氏名 植田 義久 <small>うえだ よしひさ</small>
職歴等	昭和五九年四月	大田市立北三瓶中学校 講師	
	平成二〇年四月	浜田市立和田小学校 教頭	
	平成二三年四月	島根県教育庁出雲教育事務所 <small>(斐川町・出雲市派遣)</small> 指導主事	
	平成二四年四月	出雲市教育委員会児童生徒支援室 室長	
	平成二六年四月	奥出雲町立阿井小学校 校長	
	平成二九年四月	出雲市立東小学校 校長	
	平成三〇年四月	出雲市教育委員会 教育部長	
	令和二年四月	出雲市立西野小学校 校長	
令和四年三月	定年により退職		
令和四年四月～	農事組合法人じきょう 理事		

略歴書

氏名 高島 尊子

たかしま たかこ

学歴 昭和五八年三月 島根県立益田農林高等学校 卒業

職歴等

昭和五八年四月 広島県宮島観光協会（株）坂井物産 観光ガイド

（～平成元年三月）

平成二年四月 益田市匹見町山村開発センター 職員

（～平成一〇年六月）

平成一七年四月 （有）益田ペツトクリニツク 社員

（～平成二十四年一〇月）

平成一八年四月 益田市都茂地区放課後児童クラブ 主任支援員
（～令和五年三月）

平成二六年四月 益田市社会教育委員

平成二七年四月 益田市子ども・子育て会議 委員

平成二七年四月 島根県放課後児童支援ステーパーバイザー

令和元年四月 益田市放課後児童クラブあつとほむチャイルド
主任支援員

令和三年四月 益田市放課後児童クラブあつとほむチャイルド
運営委員会 会長

令和六年四月 益田市放課後児童クラブあつとほむチャイルド
運営委員会 会長

令和6年度地方教育行政功労者表彰について

1 趣旨

地方教育行政において、その功労が特に顕著な教育委員会の委員、教育長を文部科学大臣が表彰し、その功に報いるとともに、地方教育行政の発展に資することを目的とする。

2 表彰式

- (1) 日 時 令和6年10月10日（木）11:30～14:05
(表彰式、表彰状伝達、記念講演)
(2) 場 所 文部科学省東館3階講堂（東京都千代田区霞が関3-2-2）

3 被表彰者

氏名	竹下 ちとせ (70歳) 大田市在住
教育委員等歴	元 大田市教育委員会委員 12年
功績概要	<ul style="list-style-type: none">過疎化の進行による児童生徒数の減少や恒常的な教員不足の中で、大田市にふさわしい学校配置に向け、実施計画の見直しに対し意見を述べるなど積極的に関わった。第2期大田市芸術文化振興計画の策定を支援するとともに、芸術文化の振興に努めた。

※表彰基準に基づき、令和6年3月31日現在の在職年数を記載

「しまね教育の日」について

1しまね教育の日

家庭環境や社会的な価値観の変化等さまざまな課題に対処していくためには、学校だけではなく、学校、家庭、地域、行政が一体となり、県民総参加で教育に関わっていくべきとの趣旨で、条例により、毎年11月1日が「しまね教育の日」、それに続く11月7日までが「しまね教育ウィーク」に定められている。

2取組状況

「しまね教育の日」を起点とする「しまね教育ウィーク」期間中及びその前後に、県教育委員会をはじめ、市町村教育委員会、学校、公民館、教育関係団体などで様々な取組を行っている。

- 〔例〕県教育委員会 … 表彰、フォーラムなど
- 市町村教育委員会 … 講演会、シンポジウムなど
- 学校 … 文化祭、授業公開、講演会、地域交流活動など
- 公民館 … 文化祭、学校との連携事業、親子読書、体験活動など
- 教育関係団体 … 保護者研修会、講演会など

3今年度の表彰式・「しまね教育の日」フォーラム2024

別紙のとおり

(参考) 「しまね教育の日を定める条例」(平成14年島根県条例第66号)

第1条 教育に対する県民の意識を高め、日本国憲法及び教育基本法(平成18年法律第120号)の精神にのっとり、本県教育の充実と発展を図るとともに、島根を愛しするさことに誇りを持つこどもたちを育むために、しまね教育の日を設ける。

第2条 しまね教育の日は、11月1日とする。

第3条 しまね教育の日の趣旨にふさわしい取組を実施する期間として、11月1日から同月7日までをしまね教育ウィークとする。

第4条 県は、前条の取組を進めるために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

令和6年度表彰式・フォーラム実施計画

1 表彰式

- (1) 日時：令和6年11月1日（金）10：30～11：45
- (2) 場所：サンラボーむらくも 「瑞雲の間」
- (3) 内容
 「令和6年度教育功労者及び教育優良団体表彰」
 「令和6年度優れた教育活動表彰」
 「令和6年度優秀指導者表彰」

2 「しまね教育の日」フォーラム2024

- (1) 日時：令和6年11月1日（金）13：30～16：30
- (2) 場所：くにびきメッセ 国際会議場
- (3) 主催：島根県教育委員会 後援：島根県、島根県市町村教育委員会連合会
- (4) 内容
 - ・ テーマ
 子どもの学びを支える取組 ～主体的に学ぶ意欲を育む～

 子どもたちが学んだことを自分の人生や社会に生かせるよう、授業で学習した内容を定着させたり、学んだ知識・技能を実生活で活用したりするためには、学習習慣を身に付けるとともに自ら学びに向かう意欲を育てることが重要である。
 今回のフォーラムでは、主に放課後や休日における子どもたちの学ぶ姿に着目し、多様な団体・関係者が支えている学びや育ちの場での取組事例や、家庭学習等での1人1台端末の活用事例の発表を行い、子どもが落ち着いて勉強できる環境づくり、関心・意欲を高める主体的な活動の支援、ICTの活用などについて、教員、学びの場の運営者等の理解を深め、子どもの学びを支える取組の充実を図る。

- ・ 概要

- ① 邑南町立石見東小学校
 「放課後児童クラブと小学校の連携」
- ② 行政説明
 「放課後児童クラブにおける学習習慣の定着支援について」
- ③ 島根県教職員互助会とチャレンジ・サポート
 「学びの場を支える退職教職員の取組」
- ④ 松江市立義務教育学校玉湯学園
 「個別最適な学びと協働的な学びに向けた教育のDX化」
- ⑤ かわもとあそラボ
 「“とけだす”学びの場」

しまね教育の日 フォーラム 2024

子どもの学びを支える取組
～主体的に学ぶ意欲を育む～

11/1 (金)
13:30～16:30

くにびきメッセ
国際会議場

松江市学園南1丁目2番1号

誰もが、誰かの、
たからもの。
at school and elsewhere

プログラム

(1) 邑南町立石見東小学校

「放課後児童クラブと小学校の連携」

(2) 島根県健康福祉部子ども・子育て支援課

「放課後児童クラブにおける学習習慣の定着支援について」

(3) 島根県教職員互助会とチャレンジ・サポ

「学びの場を支える退職教職員の取組」

(4) 松江市立義務教育学校玉湯学園

「個別最適な学びと協働的な学びに向けた教育のDX化」

(5) かわもとあそラボ

「“とけだす”学びの場」



人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根をつくる
島根創生
SHIMANE SOUSEI

主催:島根県教育委員会

後援:島根県、島根県市町村教育委員会連合会

お問い合わせ先

島根県教育庁総務課政策企画スタッフ

TEL: 0852-22-5406 FAX: 0852-22-5661

お申し込みは裏面をご覧ください



島根県教育庁総務課政策企画スタッフ 行

FAX : 0852-22-5661 または

E-Mail : kyouikunohi@pref.shimane.lg.jp

※E-Mail の場合は下記事項を記入のうえお申し込みください。

しまね教育の日フォーラム2024 参 加 申 込 書

開催日時：11月1日（金）13:30～16:30

会場：くにびきメッセ 国際会議場（松江市学園南1丁目2番1号）

所 属	
参加者氏名※ (代表申込者)	参加者（左記の方含む）※ 名
電話番号※	
FAX番号	
メールアドレス	

- ・「※」欄以外は任意記載
- ・準備の都合上、10月25日（金）までにお送りいただきますようお願いいたします。
- ・事前申込がない場合でも当日ご参加いただけますが、座席数には限りがあります。
- ・この申込書に記入された個人情報は、本フォーラム以外の目的に使用しません。

インターネットからもお申し込みできます。

URL : <https://ttzk.graffer.jp/pref-shimane/smart-apply/surveys-alias/kyouikunohi-2024>

QRコード：



障がい者雇用の状況について

1 制度概要

障害者の雇用の促進等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、国及び地方公共団体の任命権者には一定数以上の障がい者雇用を義務づけ

2 教育委員会における障がい者雇用率の状況（令和6年6月分・島根労働局報告数値）

	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数（人）	障がい者の数（人）	実雇用率（%）	不足数（人）	法定雇用率（%）
R 4年度	6,612.0	162.0	2.45	3.0	2.50
R 5年度	6,618.5	164.0	2.48	1.0	2.50
R 6年度	6,681.5	168.0	2.51	12.0	2.70
増減(R6-R5)	+63.0	(※) +4.0	+0.03	+11.0	+0.20

- ・ 職員数等は障がいの程度や勤務時間に基づく換算により算出することとされているため、実人数とは異なる
- ・ 毎年6月1日現在の状況を国に報告
- ・ 令和5年11月1日現在においては、障がい者の数167.0人、実雇用率2.51%、不足数0人（法定雇用率を達成）
- ・ 法定雇用率は令和6年4月1日付けで2.50%から2.70%に引上げ

（※）主な変動理由（令和5年6月以降）

- ・ 正規職員：障害者手帳所持者の退職・辞職等により6人分減（実人数：3人減）
- ・ 非正規職員：ワークセンタースタッフの採用等により10人分増（実人数：6人増）

3 令和6年6月以降の取組

令和6年7月以降 障がい者を対象とした公立学校教育職員採用試験を実施中

11月上旬 障がい者を対象とした市町村立学校（小・中・義務教育学校）事務職員採用試験の実施

随時 ワークセンター支援員及び障がい者を対象とした会計年度任用職員（ワークセンター勤務）の募集

4 今後の取組等

- ・ 教員採用試験における障がい者枠の設定、障がい者を対象とした市町村立学校事務職員の採用試験等により、引き続き、障がいのある正規教職員の任用を進めていく。
- ・ 障がいのある教職員が働きやすく、やりがいを感じることのできる職場づくりや、ワークセンター支援員の確保と資質向上による支援体制の充実を図るとともに、ワークセンターの規模拡大についても検討し、障がいのある教職員の任用をより積極的に進めていく。
- ・ 知事部局と連携し、障がいのある職員に担ってもらう職務の選定・創出、作業の集約化、支援事例の共有などを図っていく。

次期教育ビジョンの策定に向けた島根県総合教育審議会からの答申について

1 次期教育ビジョンの位置付け等

- ・ 教育基本法に基づく、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画
- ・ 第2期島根創生計画、島根県教育大綱等を踏まえて策定
- ・ 計画期間は令和7年度～11年度

2 島根県総合教育審議会での審議の経過

- ・ 令和6年3月18日 「今後を見通した島根県の教育の在り方について」 諒問
4月以降 5回の審議
9月20日 答申

3 答申の概要

- ・ 「別冊」のとおり
<主な内容>
 - 1 3つの基本目標
 - (1) すべての子どもが学びの主人公～一人ひとりを尊重する学校
 - (2) 実体験に根ざした島根のホンモノ教育～地域とともにある学校
 - (3) 挑戦心、探究心が育つ学びの環境～子どもも大人も学び成長する学校
 - 2 育てたい資質・能力
 - (1) 学びの土台を成す人間力
 - (2) 学びの中核を成す学力
 - (3) 学びを展開する社会力
 - 3 教職員の資質・能力が発達し発揮される環境の整備

4 今後のスケジュール（予定）

- ・ 令和6年秋頃 素案を作成
以降 パブリックコメント等を実施
年度内に策定

今後を見通した島根県の教育の在り方について

答申

令和6年9月

島根県総合教育審議会

目 次

1.はじめに	1
2.3つの基本目標	1
(1)すべての子どもが学びの主人公 一人ひとりを尊重する学校	
(2)実体験に根ざした島根のホンモノ教育 地域とともにある学校	
(3)挑戦心、探究心が育つ学びの環境 子どもも大人も学び成長する学校	
3.育てたい資質・能力ーそのために必要な教育環境	3
(1)学びの土台を成す人間力	
(2)学びの中核を成す学力	
(3)学びを展開する社会力	
4.教職員の資質・能力が発達し発揮される環境の整備	6
5.おわりに	7
構成図	8

【参考資料】

1.島根県総合教育審議会委員名簿	9
2. 質問文・質問理由	10
3. 審議等の経過概要	11

1. はじめに

国連は2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として、17のゴール・169のターゲットからなる取組（SDGs）を掲げ、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓い、人類の平和と協調を推進しようとしている。わが国も含め、加盟各国が努力を続けているところであるが、その一方、前回、島根県総合教育審議会が現行の教育ビジョン策定のために答申を出して（2020年1月）以降、世界ではいくつもの紛争や対立が生じ、その長期化も懸念されている。またこの5年間には、新型コロナウィルスのパンデミック、世界各地における大規模な森林火災や洪水など地球温暖化の深刻化を示す現象の増加など、われわれは地球規模で進行する厄災を経験し、まさに未知の課題に直面する中で国を超えた人類としての叡智が試されている。また高度な性能を備えたロボットや人工知能の開発、無線操縦で飛行する小型無人機（ドローン）の実用化、治療法のなかった病気に対する新薬の開発、ChatGPTなどの生成AIの登場と日常化、無人運転車や空飛ぶ車の開発など、各分野の技術革新も著しく、これから時代を生きていく子どもたちの仕事を想像することさえ難しいような状況が生じている。

こうした奔流の中に子どもは生まれ、あっという間の教育期間を過ごし、そして18年後には成人として未来の社会を担うこととなる。もちろん人生100年時代といわれる長寿社会においては、教育期間も長期化し、生涯学び続ける力が求められることになろう。しかしそれでもやはり、幼児教育に始まり初等・中等教育へと続く人格形成期の学校教育の時代が、子どものその後の人生にとって、特別な意味を伴って重要であることに変わりはない。島根県総合教育審議会（以下、審議会という）は、令和6年3月18日付で島根県教育委員会より、今後を見通した島根県の教育の在り方について諮問を受け、以来、上述のような現在、近未来の教育の動向や、島根県が進めてきた教育の特質を踏まえ、6回に及ぶ議論を重ねてきた。この答申においては審議の結果を総括し、3つの基本目標（及び、学校の姿）、3つの育成したい資質・能力（及び、大切にしたい教育環境）を提示するとともに、新たな項目として「教職員の資質・能力が発達し発揮される環境の整備」を設け、今後およそ5年を目途として島根県の教育がめざすべき姿を示した（その骨格を、構成図として示した）。

本答申が次期しまね教育ビジョンの策定に役立てられることを願う。

2. 3つの基本目標

この答申では、今後5年間、島根県の教育が目指すべき方向性として、以下の3つの基本目標を示すこととした。従来は基本理念として馴染みやすい標語のような短文を示して

きたが（現行ビジョンでは「島根を学びの原点に 未来に羽ばたく 心豊かな人づくり」）、学校教育に求められるものがますます複雑化、多様化している現状を踏まえると、また今後5年間という期間の設定を考えると、より具体的で、一定程度到達可能な目標を掲げる方がわかりやすいのではないかと考えたからである。そのような意味で、以下の3つの基本目標には、各目標を実現するために必要な学校の姿を、それぞれ併記した。

(1) すべての子どもが学びの主人公 一人ひとりを尊重する学校

こども基本法（令和5年4月1日施行）の理念を踏まえ、学びの主体としての子どもの人権が尊重されるような教育を行うことが何より重要である。人権を尊重する学校として、すべての子どもがそれぞれの個性と能力を最大限に活かして、自分の夢や可能性を見出し追求し、人との関わりの中で幸福に生きることができる教育環境を整えなければならない。そのためには、人的な教育環境たる教職員、保護者、地域住民など私たち大人が、相互の人権を尊重する姿を子どもに示さなければならない。特に、近年、学校の教職員に対する過度の要求やクレームなどが問題となっており、教職員の人権が尊重され守られる学校であることも重要な点である。

(2) 実体験に根ざした島根のホンモノ教育 地域とともにある学校

島根県が全国に先駆けて取り組み、実績を積み上げてきた地域コミュニティスクール（地域とともにある学校）の良さを活かす教育を推進したい。ICT教育の推進は時代の要請であり、これを推進する必要があることは言うまでもないが、そのような時代であるからこそ、特に子ども時代には自然・風土・歴史・文化など、ふるさとの特色を活かした実体験を通じて、自らの身体と感性で事物の本質を掴み取る身体知を育成することが重要である。

(3) 挑戦心、探究心が育つ学びの環境 子どもも大人も学び成長する学校

求められる学びのリテラシー（学びの土台となる基礎的な知識・技能）は時代とともに変化する。基礎学力の充実を図るとともに、個々の子どもの多様な個性を活かし、柔軟に対応することを通じて、子どもの夢や挑戦心を育むことが重要である。受け身の学力ではなく、学んだことを使って現実の問題を考えたり、課題を発見したり、問い合わせ立てて探究したりする主体性が育まれるよう学びの環境を工夫する必要がある。また自分たちの生きる社会の未来を構築していく側の一員であることを自覚し、社会が必要としている改善や改革に関心をもち、社会に貢献する気持ちを醸成することも重要である。そのためには、自分は何のために学ぶのかを、子ども自身が自覚できる教育をめざすとともに、大人の側も学び成長できる学校になることが必要である。

3. 育てたい資質・能力—そのために必要な教育環境

現行の教育ビジョンでは、3つの育成したい人間像を掲げ、それらを「学力」「社会力」「人間力」と結びつけ、それに含まれる具体的な資質・能力をさらに明示する構成となっている。本答申でもこうした基本的な方向性を踏襲しているが、同時に、各資質・能力を育成するために大切にしてほしい教育環境についても併せて記載した。審議会では、子どもが自分の個性に応じて、自ら育ち変わろうとする、そのような教育環境を整えることこそが重要だとする視点からの発言が多かったことが、その理由である。

以下、「人間力」「学力」「社会力」と、それに含まれる具体的な資質・能力について、これから時代を見据えた際に、一定程度、必要と考えられるものを整理した。同時にこれら資質・能力の育成に向けて子どもたちを促す適切な教育環境についても、「大切にしたい教育環境」という形で箇条書きにした。こうした答申においては、どうしても、やや高い理想を掲げた教育環境が列挙されることになってしまう。実際、審議会の中でも、望ましい教育環境について記載すればするほど、教育現場を担う教職員に求めるものが多くなり、かえって現場を追い込んでしまうのではないかとの危惧が述べられた。言うまでもないが、こうした教育環境の充実は、物的・人的環境の充実が図られなければ画餅に帰すほかない。また教育環境の整備・充実が、目に見える形でその成果を現すまでには、ある程度の年月を要する場合が多いため、長期的な計画性や戦略性、あるいはフォローアップ体制の整備（教育成果の可視化や検証を含むPDCAサイクルの確立）も必要となる。島根県教育委員会におかれでは、こうしたことを踏まえ、望ましい教育環境の整備・充実を図られたい。

◆育てたい資質能力（1）学びの土台を成す人間力

ここでいう人間力とは、いわゆる学力（次項（2））の根底にある資質・能力のことであり、その中でも重要と考えられるものを以下①～⑤に例示した。独自の豊かな自然・風土をもち、長い歴史の中で引き継がれてきた文化が息づく、この島根県で子ども時代を過ごしたことの強みを土台としながら、これから時代を生き抜くために必要な、人間としての基本的な資質・能力を育てたい。家族に愛され、地域の人々から大切にされて育つこと、また豊かな自然・歴史・伝統・文化・産業など地域の資産を直接経験することの中から、周囲の人々や生まれ育った地域を好きだと感じ誇りに思う気持ちが育ち、それが自分の存在への感じ方に反映された結果、自己を肯定的に捉えようとする気持ちが育つ。こうした自己や他者に対する基本的な肯定感をベースに、自他に対する高い人権意識を早期から身に付けることは、これからますます国際化する社会を生きていく上でも重要である。

また今日では、GDP等の経済的な豊かさでは測れない、生活の質やより広く心身の豊かさをあらわすウェル・ビーイング（Well-being 身体的、心理的、社会的に良好な状態）という概念が重視されるようになり、SDGsの目標3に掲げられたり、日本政府の「成長戦略実行計画（2021年）」でも言及されたりするようになった。これからの時代を生き

ていく子どもたちには、自らの心身の健康や生活を認識し改善を図ろうとする力も大切であろう。もちろん子どもと共に生きていく大人の側（保護者や教職員）にも自らのウェル・ビーイングを捉え、高めていこうすることは重要であり、働き方改革もそうした文脈の中で考えられるべきであろう。

【学びの土台をなす人間力】

- ①ふるさと島根への愛着と誇りをもち、その未来を考えようとする力
- ②自分の良さや可能性を認識し、夢や希望をもって未来に挑戦する力
- ③自分を含むすべての人の権利を尊重して行動する力
- ④困難に挫けず、乗り越えようとする力
- ⑤自分の心身の状態を把握し、健康でバランスのとれた生活をおくる力

【大切にしたい教育環境】

- ・島根県の自然環境を活かした野外活動等を通じた体験学習の機会
- ・チャレンジしたいことがあれば、それを後押しし支援し見守る教育
- ・日常的に高い人権意識が浸透した教育
- ・子どもの能力や可能性を信じて待つ教育
- ・それぞれの子どもに、安全・安心が感じられる居場所のある教育環境

◆育てたい資質能力（2） 学びの中核を成す学力

ここでいう学力とは、一つには各教科の学力を意味している。小学校に始まる教科学習によって基礎的な学力が育まれ、中学校から高等学校へと各教科の高い学力を育んでいくことは学校教育の中心的な取組であり、子どもが自分の個性を活かしてその進路を選択し、進学へ、職業生活へと向かっていく上で、これから社会においても、その重要性に変わりはない。一方で、学校教育を生涯学習・生涯発達の視点から考えるならば、その主要な目的が教科学力の育成に止まるものではないこともまた明らかである。教科学力の育成は、主体的に学ぼうとする姿勢、思考力・判断力・表現力など、子どもがその個性を活かしながら一生を通じて学びを継続していく力の育成につながってこそ意味がある。

そのような意味で、この答申でいう「学力」は、基礎学力や教科学力の延長線上に、より広い学びの力（未知の課題を発見したり、自分らしく課題を探究したり、より深く学ぼうとしたりする力）が育っていくことに加えて、子どもが主体的に自らの学びを組み立てたり、学びの意欲を維持し続けたり、自分に合った学びの方法を開発したりする「自立した学びの力」が育っていくことを重視した。

またこうしたからの社会で必要とされる学力の育成を考える際、その基盤となる知識・技能（学びのリテラシー、昔風にいえば「読み書き算盤」）とは何かを意識することが重要である。ICTやAIが目まぐるしい速さで発達する今日の社会において、こうしたツールを適切に使いこなしたり、情報を収集・選択・蓄積・分析したりする力は必須のものとなろう。GIGAスクール構想のもと、一人一台端末等の教育環境が整備されつつある

が、それらを真に使いこなして子どもが自分の学びの力を高めていくにあたっては、教職員の専門的な指導力に加えて、個々の子どもの置かれている日常的な環境（学校だけではなく地域社会や家庭の教育環境も含めて）が大きな影響を及ぼす。ICTは世界中、どんな場所に住んでいても、自分の求める教育内容にアクセスし、自分に合った教育を享受することができる技術であるが、子どもの置かれた教育環境によっては、格差を生み出すものもある点に留意する必要があろう。

【学びの中核をなす学力】

- ①学ぶことの意味を理解し、主体的に学びに向かう力
- ②基礎的な知識・技能を身に付け、学んだことを活かして探究する力
- ③課題を発見し定義する（問い合わせる）力
- ④多様な情報を収集・蓄積し、読み解いたり分析したりする力
- ⑤自分の考えを、自分の言葉で説明し、自分らしく表現・発信する力
- ⑥既存の枠組みを破り、新たなアイデアや方法を生み出す力

【大切にしたい教育環境】

- ・個性に合わせた教育（理解度や習熟度に応じた指導）
- ・地域の特性を活かした体験学習（地域課題解決学習）
- ・地域産業の実態（特徴や課題）から自分の将来を考える地域連携型キャリア教育
- ・DX化の進む現代社会に対応できるICT活用能力を育成する教育

◆育てたい資質能力（3） 学びを展開する社会力

ここでいう社会力には大きく二つの意味が含まれている。一つは、いわゆる社会性といわれるものである。誰もが家族、地域社会、学校、職場などさまざまな社会集団に所属しながら、他者との関係の中で生きていくことになるため、その際に必要な社会的規範を身に付けたり、他者と協力しながら協調的に生きていくなどの集団適応力を、一定程度、身に付けたりすることが必要になる。学校教育はこうした社会性を育む場でもある。同時に、こうした従来から必要とされる社会性にも変化の波が押し寄せていることに注意が必要である。これまで当たり前と思われていた事柄（たとえば男らしさ、女らしさ、学校に行くのが当たり前という意識など）に含まれている問題点や矛盾が社会的に意識されるようになり、人々の多様な在り方や価値観を尊重していこうとする流れが生じている。こうした流れは国際化による異文化理解の波と相まって、教育現場にも大きな意識改革が求められている。学校は、これから社会を創造していく子どもたちが、こうした従来の当たり前を捉え直したり、多様性を認め合ったり、意見の異なる人々の中で相手を認めつつ自分の意見を主張したりといった、新たな社会性を身に付けていく場であろう。

もう一つ、この審議会が提案したいのは、学びを社会に展開していく力という意味での社会力である。これまで、ともすると学校で学ぶ教科の知識・技能は、一歩、学校の外に出れば自分の普段の生活とは関わりのないものと捉えられがちであった。こうした状況を

改善するために、現行の学習指導要領は小学校から総合的な学習の時間を設定し、高等学校での総合的な探究の時間につなげていこうとしている。こうした動向が生まれている背景として、いわゆる受け身の知識（習ったことを正確に憶え、再現したり応用したりするだけの知識）では太刀打ちできないような社会がすでに到来していること、より複雑化する世界情勢・社会状況においては、まだ誰も出会ったことのない未知の課題に対峙し、これに果敢に挑戦し、既存の方法を打ち破る新たなアプローチを創出し、イノベーティブな解を生み出すことが求められていることなど、大きな時代の流れがあることを捉えておく必要がある。

この答申でいう社会力は、学んだことを日常生活や社会に活かそうとする姿勢、自分の身近な課題に気づき学んだ知識・技能を活かして解決を模索する姿勢、やがてはこうした姿勢が社会的変革（イノベーション）をもたらすような発明・発見に結びついていく、そのような力のことを意味している。

【学びを展開する社会力】

- ①社会に貢献しようとする姿勢
- ②多様性を認め相手を尊重するとともに、相互に支え合う姿勢
- ③他者と協働して課題を解決していく力
- ④環境問題や持続可能な社会の構築に関する意識や行動力

【大切にしたい教育環境】

- ・自己と社会との関係を理解し、社会をつくる市民としての認識を高める市民教育
- ・言語教育（外国語教育を含む）と異文化理解を柱とする多文化共生教育
- ・人々の多様な生き方に触れたり対話したりする機会の充実
- ・地域コミュニティスクールの強みを活かした特色ある学校づくり

4. 教職員の資質・能力が発達し発揮される環境の整備

審議会では、学校教育の担い手であり人的教育環境の中核である学校の教職員（以下、この項では教師という）について、その持てる力を十分に発揮してもらい、生き生きとした姿で自らの志す理想の教育を胸に抱き、自分の資質・能力をより高め、それを通じて子どもの教育をよりよいものに改善していこうとする、そのような方向に教師が向かえるようになることこそが、最大で最短の教育改革ではないかという意見が多かった。

現在、教師の働き方改革が進められているところである。あまりにも多忙で、本来の教育とはかけ離れた業務に長時間拘束される状況を改善することは、もちろん喫緊の課題であるが、より本質的には、教師がやりがいをもって教職に打ち込むことをどう実現するかが重要である。本来、子どもが好きで、学校という職場が好きで、学校で子どもが学んで成長する姿が何よりの喜びである、そんな教師の普通のありかたを取り戻していくことが必要である。そのためには、教師が教科指導（授業）の工夫・改善に取り組むことができ

る時間を優先的にどう確保するかが重要である。とりわけ基礎学力の定着や向上を図る上で、また子どもの主体的で探究的な思考を育む上でも、教師の教え方（新たな教材や指導法の開発・実践、効果的なICT活用、地域課題との出会い方など）は重要な鍵となる。教師がこうした授業改善に係る職能を十分に発達させられるよう多様で充実した研修機会と時間を確保することが必要である。

一方、生徒指導（生活指導、進路指導、教育相談などを含む）や学級経営など、教科指導を支える基盤となる教育についても、その知識・技能を向上させることは重要であるし、とりわけ個別の配慮や支援をする児童・生徒の増加に伴い、特別支援教育に関する知識・技能も多く求められるようになった。しかしこうした生徒指導や特別支援に係る知識・技能は多岐に渡っており、とりわけ具体的な技能（関わり方や支援方法）を修得するには一定の時間も要する。このような状況に鑑みて、関連領域の専門性を持った人材を教育現場にできるだけ定期的に配置するよう、国の方でも取り組みを進めているところである。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、退職したベテラン教員、地域の人々、保護者など、さまざまな人的資源を学校に呼び込むこと、学校教育を学校内だけで閉じたものと考えず開かれた場を構築していくことなど、種々の工夫や協働によって、個々の教員が抱えている課題を軽減し、得意とする領域を伸ばしつつ教育に取り組めるよう、教師を支援する環境の充実を図る必要がある。こうした領域の研修についても、教師自身が自らの職能として知識・技能を修得することに加えて、多様な職種との連携を図るために知識・技能を身につけることの必要性がもっと意識されてもよいと考える。

このようにして教職を魅力あるものに改善していくことが、教職を志向する次世代を育み、さらに熱意のあるよい人材が教員となる好循環が生まれるようにしたい。

5. おわりに 一島根らしい地域社会との協働による教育を—

この5年間、「しまね留学」によって県外から島根県の公立高校に入学していく生徒の数は毎年200人前後にのぼっている。「教育の魅力化」を推進し、地域課題解決など地域の力を教育に取り込む試みが、一定程度成果を上げ、教育の島根ブランドが確立しつつあるようにも見受けられる。一方で、全国と比較した場合、基礎学力の状況や不登校の状況など、学校教育の課題は依然として大きいし、教育の基盤になっている子どもの数についても、各地域の少子化はますます深刻の度を増している。

子どもの数が少ないと自体は、個別最適な教育を進める上で、大きなメリットになり得る。島根県らしい「個を大切にする教育」「地域との協働による教育」が、人間力、学力、社会力の育成につながり、活力ある未来の島根を創る人が育つことを願う。

基本目標

1. すべての子どもが
学びの主人公

2. 実体験に根ざした
島根のホンモノ教育

3. 挑戦心、探究心が
育つ学びの環境

学校の姿

一人ひとりを
尊重する学校

地域とともに
ある学校

子どもも大人も
学び成長する学校

育てたい資質・能力

社会力
学びを開拓する

- ①社会に貢献しようとする姿勢
- ②多様性を認め相手を尊重するとともに、相互に支え合う姿勢
- ③他者と協働して課題を解決していく力
- ④環境問題や持続可能な社会の構築に関する意識や行動力

成す学力
学びの中核を

- ①学ぶことの意味を理解し、主体的に学びに向かう力
- ②基礎的な知識・技能を身に付け、学んだことを活かして探究する力
- ③課題を発見し定義する（問い合わせる）力
- ④多様な情報を収集・蓄積し、読み解いたり分析したりする力
- ⑤自分の考えを、自分の言葉で説明し、自分らしく表現・発信する力
- ⑥既存の枠組みを破り、新たなアイデアや方法を生み出す力

成す人間力
学びの土台を

- ①ふるさと島根への愛着と誇りを持ち、その未来を考えようとする力
- ②自分の良さや可能性を認識し、夢や希望をもって未来に挑戦する力
- ③自分を含むすべての人の権利を尊重して行動する力
- ④困難に挫けず、乗り越えようとする力
- ⑤自分の心身の状態を把握し、健康でバランスの取れた生活をおくる力

大切にしたい教育環境

- ・自己と社会の関係を理解し、社会をつくる市民としての認識を高める市民教育
- ・言語教育（外国語教育を含む）と異文化理解を柱とする多文化共生教育
- ・人々の多様な生き方に触れたり対話したりする機会の充実
- ・地域コミュニティスクールの強みを活かした特色ある学校づくり

- ・個性に合わせた教育（理解度や習熟度に応じた指導）
- ・地域の特性を活かした体験学習（地域課題解決学習）
- ・地域産業の実態（特徴や課題）から自分の将来を考える地域連携型キャリア教育
- ・DX化の進む現代社会に対応できるICT活用能力を育成する教育

- ・島根県の自然環境を活かした野外活動等を通じた体験学習の機会
- ・チャレンジしたいことがあれば、それを後押しし支援し見守る教育
- ・日常的に高い人権意識が浸透した教育
- ・子どもの能力や可能性を信じて待つ教育
- ・それぞれの子どもに、安全・安心が感じられる居場所のある教育環境

教職員の資質・能力が発達し発揮される環境の整備

島根県総合教育審議会委員名簿

任期：令和5年8月9日～令和7年8月8日

氏 名	職 業 等	備 考
宇谷 留美	元 出雲養護学校 P T A会長	
大野 貴代美	島根県高等学校 P T A連合会 副会長	
小川 静香	元 日の丸保育所所長	
香川 奈緒美	島根大学 教育学部 准教授	
川中 淳子	島根県立大学 人間文化学部 教授	副会長
坂手 洋介	島根県 P T A連合会 会長	
谷本 祐一郎	株式会社ベネッセコーポレーション 教育情報センター センター長	
野津 浩一	隠岐の島町教育委員会教育長	
肥後 功一	島根大学 名誉教授	会長
前田 幸二	島根日日新聞松江支局 論説委員	

(敬称略、五十音順)

(諮問文)

島教総第959号

島根県総合教育審議会

会長 肥後 功一 様

島根県教育の一層の振興を図るため、今後を見通した島根県の教育の在り方にについて、別紙の理由を添えて諮問します。

令和6年3月18日

島根県教育委員会

(諮問理由)

島根県教育委員会は、令和2年3月に、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「しまね教育魅力化ビジョン」を策定し、この中で示した島根県の教育が目指すべき姿に基づいて、本県の教育を推進してきました。

「ふるさと島根を学びの原点に 未来にはばたく 心豊かな人づくり」という基本理念には、ふるさと教育などを通して、島根での学びを自らの原点に持ち、県内に留まり島根の未来を創る人や、どこに住んでいても、地域の人々と関わりを持って、地域の発展を支えていく心豊かな人を育てたいとの想いを込めています。

国においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、度重なる自然災害、国際情勢の不安定化、人口減少、少子・高齢化など、将来の予測が困難な時代に対応していくため、また、個人のみならず、地域や社会も幸せや豊かさを感じられる未来となるよう、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つをコンセプトとした、第4期教育振興基本計画が昨年6月に閣議決定されました。

さらに、昨年12月には、こども基本法に基づく「こども大綱」が閣議決定され、全ての子ども・若者が自立した個人としてひとしく健やかに成長でき、将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会を目指すこととされたところです。

本県においても、いじめや不登校、特別な支援が必要な児童生徒の増加、基礎学力の低下、大量退職などに伴う教員不足など、教育を取り巻く環境は大きく変化するとともに、課題が複雑化しています。

こうした中、本県教育の基本理念や施策の方向性を次期計画にまとめ、引き続き、学校・家庭・地域・行政が連携し、県民が一体となって本県の教育を進めていくことが重要と考えています。

そのため、次期計画の根幹をなす今後を見通した本県教育の在り方について、ご提示をお願いします。

島根県総合教育審議会における審議等の経過概要

開催日	会議の主な内容
令和6年3月18日	1 「今後を見通した島根県の教育の在り方について」を諮問 2 現行ビジョンの概要と主な施策の成果等 3 島根県の教育における令和6年度の主な取組 4 諮問事項に係る意見交換
5月13日	県教育委員会が取り組んでいる教育の姿を議論
6月11日	1 関係者からの意見聴取 <ul style="list-style-type: none"> ・ 島根県社会教育委員 大地本 由佳 氏 ・ 島根県臨床心理士・公認心理師協会会长 和田 葉子 氏 ・ 島根県社会福祉士会理事（副会長） 太田 桂子 氏 ・ 島根県放課後児童支援スーパーバイザー 江角 千絵 氏 2 答申に関する意見交換
7月8日	1 関係者からの意見聴取 <ul style="list-style-type: none"> ・ 島根県市町村教育委員会連合会会長 杉谷 学 氏（出雲市教育委員会教育長） ・ 島根県都市教育長会会长 藤原 亮彦 氏（松江市教育委員会教育長） ・ 島根県町村教育長会会长 宇山 廣繁 氏（川本町教育委員会教育長） ・ 島根県都市教育長会副会長 岡田 泰宏 氏（浜田市教育委員会教育長） 2 答申に盛り込む項目の検討
8月8日	答申（案）の審議
9月17日	答申の審議
9月20日	「今後を見通した島根県の教育の在り方について」答申

令和7年度(令和6年度実施)島根県公立学校教員採用候補者「一般選考試験」第2次試験の結果について

1 採用候補者名簿登載者数等

校種・教科等	採用予定者	受験者(A)	第2次試験受験者	名簿登載者(B)	倍率(A)/(B)
小学校	150人程度	270	216	158	1.7
中学校	国語	24	18	10	2.4
	社会	62	43	20	3.1
	数学	34	17	11	3.1
	理科	18	16	8	2.3
	英語	34	30	17	2.0
	音楽	20	18	9	2.2
	美術	3	3	2	1.5
	保健体育	53	37	15	3.5
	技術	2	1	0	—
	家庭	5	4	4	1.3
計	110人程度	255	187	96	2.7
高等学校	国語	20	15	4	5.0
	地理歴史及び公民	48	28	5	9.6
	数学	46	21	5	9.2
	理科(物理)	9	7	1	9.0
	理科(化学)	13	11	2	6.5
	理科(生物)	11	8	2	5.5
	英語	20	16	3	6.7
	芸術(音楽)	5	4	1	5.0
	芸術(美術)	3	3	1	3.0
	保健体育	52	24	3	17.3
	家庭	2	2	1	2.0
	情報	14	10	1	14.0
	農業(園芸)	6	5	1	6.0
	農業(食品)	3	3	1	3.0
	工業(電気)	1	1	0	—
	工業(機械)	4	3	2	2.0
	商業	8	8	2	4.0
	水産(漁業)	1	1	1	1.0
	水産(機関)	0	0	0	—
計	40人程度	266	170	36	7.4
特別支援学校	小学部	19	18	10	1.9
	中学部	0	0	0	—
	中学・高等部	28	26	17	1.6
	高等部	1	0	0	—
	計	25人程度	48	27	1.8
養護教諭	10人程度	97	43	11	8.8
栄養教諭	2人程度	23	12	1	23.0
障がいのある方を対象とした選考	3人程度	※受験者数及び名簿登載者数は上記の数に含む			
合計	340人程度	959	672	329	2.9
島根かみあり国スポーツ競技力向上枠	若干名	0	0	0	—

※ 繰り上げ登載候補40名

2 特別枠の採用

採用区分	校種等	採用予定者	受験者	第2次試験受験者	名簿登載者
島根創生特別枠 ※一般枠の募集人数に含む	小学校	20名程度	8	8	8
	中学校	10名程度	6	6	6
	特別支援学校 小学部	3名程度	1	1	1
島根かみあり国スポーツ競技力向上枠 ※一般枠の募集人数に含まない	中・高・特 保健体育	若干名	0	0	0

3 併願制度

	第1志望	第2志望	受験者数	第2志望での名簿登載者
ア	中学校教諭（全募集区分・教科）	小学校教諭（全募集区分）	13	3
イ	中学校教諭（技術、家庭受験者以外）	中学校教諭（技術、家庭）	0	0
ウ	高等学校教諭（全募集区分・教科）	小学校教諭（全募集区分）	3	1
エ	高等学校教諭（情報受験者以外）	高等学校教諭（情報）	5	1
オ	高等学校教諭（全募集区分・教科）	特別支援学校教諭（中学部、中学・高等部、高等部）	5	0
カ	特別支援学校（中学部、中学・高等部、高等部）	特別支援学校教諭（小学部）	4	1

4 島根独自の特色ある採用

(1) 採用区分

	採用区分	校種	採用予定者	受験者	第2次試験受験者	名簿登載者
①	小学校の算数・理科分野で高い専門性を持つ者	小学校	12人程度	5	3	1
②	小学校英語教育のリーダー的役割を担う教員	小学校	10人程度	6	5	3
③	小学校の特別支援教育担当	小学校	若干名	7	7	4
④	中学校の特別支援教育担当	中学校	若干名	7	5	2
⑤	石見・隠岐地域限定採用	小学校	20人程度	10	7	7
		中学校	24人程度	40	36	20
		高等学校	若干名	1	1	1

(2) 第1次試験の免除及び加点の特例

	免除及び加点の特例	校種・職種	受験者	第2次試験受験者	名簿登載者
①	県外公私立学校現職教員への特例【拡充】 (第1次試験全免除)	小・中・特	8	8	8
②	前年度第2次試験A評価者等への特例 (第1次試験全免除)	全校種・職種	11	11	2
③	前年度第2次試験「繰り上げ登載候補者」のうち名簿登載にならなかつた者への特例 (第1次試験全免除)	全校種・職種	21	21	10
④	現職常勤講師等のうち前年度第2次試験受験対象者への特例 (第1次試験一部免除と加点)	全校種・職種	152	149	34
⑤	石見地域・隠岐地域の現職常勤講師のうち、市町村教育委員会教育長から推薦された者への特例 (第1次試験一部免除と加点)	小・中 地域限定	4	4	2
⑥	国公私立学校正規教員経験者への特例【拡充】 (第1次試験一部免除と加点)	小・中・特	6	6	5
⑦	県外公私立学校現職教員への特例【拡充】 (第1次試験加点)	高・養・栄	3	2	1
⑧	国公私立学校正規教員経験者への特例【拡充】 (第1次試験加点)	高・養・栄	2	2	1
⑨	現職常勤講師等への特例 (第1次試験加点)	全校種・職種	110	65	29
⑩	現職非常勤講師への特例 (第1次試験加点)	全校種・職種	7	6	3
⑪	第84回国民スポーツ大会に向けた指導者等への特例 (第1次試験加点)	全校種・職種	7	5	4

令和7年3月高校卒業予定者の進路希望状況等について

1 進路希望状況等（県立、市立、私立の全日制、定時制の合計）

令和6年8月末日現在（単位：人）

年度	卒業予定者	進学				就職				未定
			県内	県外	未定		県内	県外	未定	
R 4	5,548	4,380	—	—	—	1,153	892	248	13	15
		78.9%	—	—	—	20.8%	77.4%	21.5%	1.1%	0.3%
R 5	5,289	4,168	—	—	—	1,103	854	239	10	18
		78.8%	—	—	—	20.9%	77.4%	21.7%	0.9%	0.3%
R 6	5,425	4,287	1,259	2,978	50	1,120	850	245	25	18
		79.0%	29.4%	69.5%	1.1%	20.6%	75.9%	21.9%	2.2%	0.3%
対R 4増減	△ 123	△ 93	—	—	—	△ 33	△ 42	△ 3	12	3
対R 5増減	136	119	—	—	—	17	△ 4	6	15	0

（参考：令和5年度卒業者実績（令和6年3月末日現在））

（単位：人）

年度	卒業者数	進学			就職			未定
			県内	県外		県内	県外	
R 5	5,253	3,896	1,146	2,750	1,084	880	204	243
		74.2%	29.4%	70.6%	20.6%	81.2%	18.8%	進学 218 就職 25

2 学校の進路指導状況（進路指導主事からの聞き取り）

（1）進学指導

- 大学進学希望生徒に対しては、第一志望校の一般選抜合格に向け、学力を伸ばすための学習指導を進めている。そして、志望校の決定に向け、面談を重ねていく。
併せて、特別選抜といった年内の入試を受験する生徒に対しては、最終志望先の決定に向けて面談を行うとともに、指導を進めている。
- 専門学校への進学希望生徒に対しては、10月から始まる選抜に向けての学習だけでなく、出願準備も指導している。

（2）就職指導

- 仕事内容で企業等を選択している生徒が多いが、勤務時間のほか休日等の福利厚生面を重視している生徒もいる。
- 求人数が多い中、生徒だけでなく保護者にも知つてもらえるよう、求人票を学校専用WEBサイトで閲覧できるようにしている。
- 若手社員に対してOJTを通して不安を払拭しているなど、新入社員が安心して働く環境を作っていることを伝える企業が増えたと感じている。
- 生徒が希望する企業全てで応募前企業見学が実施できた。以前は断られることもあったが、このことからも採用意欲の強さを感じる。

- ・ 県立高校の求人受付企業数（8月末日現在）

県内企業：R 5 5,590 → R 6 6,041 (+ 451)
 県外企業：R 5 11,787 → R 6 15,183 (+3,396)

3 新規高等学校卒業者の就職に係るスケジュール

時 期	内 容
6月1日以降	ハローワークにおける求人受理開始
7月1日以降	各企業から学校への求人票送付開始
7月上旬～8月上旬 8月中旬～8月下旬	生徒・保護者への進路説明会、三者面談、応募前職場見学 校内進路会議（生徒ごとに希望する1社を決定）、履歴書作成
9月4日以降	学校から各企業へ推薦開始（企業へ願書提出）
9月16日以降	各企業における採用選考開始、採用内定の開始

【参考：島根労働局資料（7月末日現在）】

新規高等学校卒業者の求人等の状況

求人倍率は2.95倍で、昨年並み（前年同期 2.96）

〈産業別〉

- 宿泊・飲食は、新型コロナの収束を受け、昨年度の新卒・一般求職者で充足させており、今年度の採用を抑えている傾向

(単位：人)

年度	建設	製造	卸・小売	宿泊・飲食	生活関連・娯楽	医療・福祉	その他	計
R 4	747	858	299	180	52	216	619	2,971
R 5	754	911	262	219	45	243	633	3,067
	766	957	275	157	44	208	649	3,056
R 6	対R 4増減	19	99	△24	△23	△8	△8	85
	対R 5増減	12	46	13	△62	△1	△35	16 △11

〈地区別〉

- 浜田地区は、社会福祉事業所での人員充足により、今年度の求人数を減らしたことにより、求人数が減少

(単位：人)

年度	安来	松江	雲南	出雲	大田	川本	浜田	益田	隠岐	合計
R 4	132	1,011	164	806	93	96	307	319	43	2,971
R 5	159	1,077	176	823	95	82	330	283	42	3,067
R 6	182	1,123	177	818	88	78	274	271	45	3,056
	対R 4増減	50	112	13	12	△5	△18	△33	△48	2 85
	対R 5増減	23	46	1	△5	△7	△4	△56	△12	3 △11
	求人倍率	4.67	3.33	4.92	2.74	2.75	3.39	2.32	2.22	1.45 2.95